

「いきなり!ステーキ」のステーキの提供システムの 発明該当性について

〜知的財産高等裁判所第2部 平成30年10月17日判決(平成29年(行ケ)10232号)〜 (裁判所ホームペーシ知的財産裁判例集)

知的財産事例研究会 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 冨田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、株式会社ペッパーフードサービスの、発明の名称を「ステーキの提供システム」とする発明(以下「本件特許発明」)にかかる特許(特許第5946491号)についての、特許異議の申立てに基づく取消決定に対する取消訴訟であり、本件特許発明の「発明」該当性が争点となった事案である。

裁判所は、本件特許発明が、特許法2条1項が規定する「自然法則を利用した技術的思想の創作」にあたるとして、本件特許発明の「発明」該当性を肯定し、取消決定を取り消した。

本稿は、本件特許発明の請求項1を対象に論ずるものである。

2. 経 緯

平成26年6月4日 出願日 (特願2014-115682)

平成28年6月10日 登録(特許第5946491号)

平成28年11月24日 特許異議申立て (異議2016-701090号)

平成29年9月22日 訂正請求

平成29年11月28日 訂正認容。特許取消決定

3. 本件特許発明

(1) 本件特許発明の概要

従来の飲食店において提供されるステーキは、ゆったりと椅子に座り、会話を楽しみながら食 すのが一般的であり、高価なものとなっていた。また、提供されるステーキの大きさも、客が自 分の好みの量を、任意に思う存分食べられるわけではないという課題があった(本件明細書 【0002】)。

本件特許発明は、上述した背景技術が有する課題に鑑みなされたものであって、「客に対し、 好みの量のステーキを、安価に提供すること」を目的とする発明である(本件発明【0003】【0005】)。

(2) 特許請求の範囲(訂正請求後)

【請求項1】

- A お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、
- B 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、
- C 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、
- D 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、
- E 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力 することと、
- F 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを 特徴とする、
- G ステーキの提供システム。

すなわち、本件特許発明は、構成要件Aで規定されるステーキの提供方法を実施する構成と、構成要件B \sim Fで規定される「札」「計量機」「シール(印し)」を備える構成を、その課題を解決するための技術的手段とするものである。

4. 取消決定の概要

本件特許発明1は、特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載(【0001】~【0003】、【0005】、【0016】)からすると、「お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供する」ことを「課題」とし、「お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法」を「課題を解決するための技術的手段の構成」として採用することにより、お客様が要望する量のステーキを、ブロックからカットして提供するものであるため、お客様は、自分の好みの量のステーキを、任意に思う存分食べられるものとなり、また、お客様は、立食形式で提供されたステーキを食するものであるため、少ない面積で客席を増やすことができ、またお客様の回転、即ち客席回転率も高いものとなって、「お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供することができる」という「技術手段の構成から導かれる効果」を奏するものである。

そうすると、この課題及びこの効果を踏まえ、<u>本件特許発明1の全体を考察すると、本件特許発明1の技術的意義は、お客様を立食形式のテーブルに案内し、お客様が要望する量のステーキを提供するというステーキの提供方法を採用することにより、お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供するという飲食店における店舗運営方法、つまり経済活動それ自</u>